

薬生食輸発0823第1号
令和3年8月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(南アフリカ産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年8月19日付け薬生食輸発0819第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した、南アフリカ産りんごジュースのモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、南アフリカ産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年8月23日	南アフリカ	りんごジュース (原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	APPLETISER SOUTH AFRICA (PTY) LTD.